

島根県報

平成23年5月24日(火)

第 2,292 号

(毎週火・金曜日発行) http://www.pref.shimane.lg.jp/

|--|

【告 示】

| 農業振興地域の指定の一部改正 | (農 | 業 | 経 | 営 | 課) | 2 |
|------------------|----|---|---|---|----|---|
| 土地改良区の役員の就任 | (農 | 村 | 整 | 備 | 課) | 2 |
| 保安林の指定の解除(2件) | (森 | 林 | 整 | 備 | 課) | 2 |
| 保安林予定森林 (2件) | (| | " | |) | 3 |
| 土地収用法の規定による事業の認定 | (用 | 地 | 対 | 策 | 課) | 4 |

【公告】

平成23年度調理師試験の実施(健康推進課)6基本測量の実施(用地対策課)7

【労委告示】

あっせん員候補者の告示 7

【雑報】

消防設備士試験の実施(消防防災課)9河川法の規定による簡易代執行により除却した工作物の保管(河 川 課)10

告示

島根県告示第371号

農業振興地域の指定(昭和45年島根県告示第293号)の一部を次のように改正する。

平成23年5月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 大東地域の項中「大東町のうち」を「雲南市大東町のうち」に、「、平成13年大東町告示第13号」を「平成23年雲南市告示第25号」に、「並びに」を「及び」に改める。

島根県告示第372号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成23年5月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

鹿足郡吉賀町土地改良区

1 就任した役員の氏名及び住所

理事

谷川 敏夫 鹿足郡吉賀町立河内787番地

永安 恵治 鹿足郡吉賀町柿木村大野原297番地

2 就任年月日

平成23年3月27日

島根県告示第373号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成23年5月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 解除に係る保安林の所在場所
 - 隠岐郡西ノ島町大字浦郷字小若762-20
- 2 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3 解除の理由

漁港施設用地とするため

島根県告示第374号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により保安林の指定を解除するので、同法第33条第6項において準用する同条第1項の規定により告示する。

平成23年5月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 解除に係る保安林の所在場所
 隠岐郡隠岐の島町都万角ケ谷5203-6
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由道路用地とするため

島根県告示第375号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

平成23年5月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所 江津市桜江町田津557-1、707
- 2 指定の目的土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び江津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第376号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示す る。

平成23年5月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 保安林予定森林の所在場所
 - 邑智郡美郷町上川戸606
- 2 指定の目的
 - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準 伐期齢以上のものとする。

- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第377号

土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条の規定により事業の認定をしたので、同法第26条第1項の規定により告示する。

平成23年5月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 起業者の名称
 - 日本赤十字社
- 2 事業の種類

益田赤十字病院新病院建設事業

- 3 起業地
 - (1) 収用の部分

島根県益田市乙吉町地内

(2) 使用の部分

なし

- 4 事業の認定をした理由
 - (1) 土地収用法第20条第1号の要件への適合性について

申請事業は益田赤十字病院新病院建設事業(以下「本事業」という。)であり、申請に係る起業地は、本事業の用に供する土地であり、上記のとおりである。

本事業は、医療法に定める公的医療機関を整備するものであり、土地収用法(以下「法」という。)第3条第24号に該当する事業である。

したがって、本事業は法第20条第1号の要件を充足するものと判断される。

(2) 法第20条第2号の要件への適合性について

本事業の起業者である日本赤十字社(以下「起業者」という。)は、同社島根県支部が策定した整備計画案について平成22年10月25日付けで承認し、自己調達資金による財源措置を講じているので、本事業を遂行する意思と能力を有すると認められる。

したがって、本事業は法第20条第2号の要件を充足するものと判断される。

(3) 法第20条第3号の要件への適合性について

ア 得られる公共の利益

起業者が開設し運営している益田赤十字病院(以下「本院」という。)は、14の診療科と327の病床を有し急性期医療を中心に展開しており、益田圏域の中核病院として地域住民の医療ニーズに対し大きな役割を果たしている。本院は、救急医療機関として告示されているほか、地域医療支援病院や災害拠点病院等に指定されており、今後も更なる診療体制の充実が期待されている。

しかしながら、本院は昭和46年に現在地に新築移転して以来40年を経過し施設の老朽化が著しく、維持管理上も限界に達している。とりわけ、建築基準法の新耐震基準に適合していないことは、大規模地震発生時における医療救護活動に支障を来すおそれがあり、災害救護を使命とする赤十字病院として大きな問題であることが社内監査において指摘されている。また、施設の狭あい化も進む中で増改築も行ってきたが、それにより無駄なスペースが生じている上、スタッフや患者動線の非効率化を招いており、医療需要に対する十分な対応ができていない。

さらには、外来者用の駐車場についても、絶対数の不足から午前中を中心に恒常的な満車状態が続き利用者に不便を強いているのみならず、そのことが近隣店舗等への無断駐車を誘発し、苦情が後を絶たない状況である。

このように、本院の現施設は、患者の療養環境や職員の労働環境の上から問題があり、多様化する疾病構造に対応した良質で高度な医療の提供を維持することが困難になってきている。

本事業は、かかる状況に対処するため、施設の全面改築により新病院を建設し、問題の根本的な解決を図るものである。

本事業の工事施工に伴い発生する騒音、振動等の問題については必要最小限になるよう工法採用等において工夫し、住民の迷惑とならないようにするものとされている。

よって、本事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

イ 失われる利益

起業者が文献調査及び現地踏査を行った結果、特別に保全すべき希少動植物は起業地内に存しないことを確認している。

また、起業地周辺は「日赤敷地遺跡」に指定されていることから、取扱いにつき起業者が益田市の担当部局との協議を行った。その結果、工事にあたって分布調査等は必要であるものの、起業地において遺物が出土しても記録保存にとどまる可能性が高く、現地保存が必要となる可能性は極めて低いので本事業の実施に支障はないとの結論に達した。

よって、本事業の施行により失われる利益は極めて軽微であると認められる。

ウ 事業計画の合理性

新病院の建設地については、中核病院としての機能発揮のため立地条件に恵まれた現在地での建て替えを決定した。その上で、建て替えにあたり診療休止は不可能であることから、現在の病院機能を維持しつつ新病院の建設が可能となるよう起業地を選定している。

起業地の選定に当たり、既存敷地と隣接する複数の候補地の中から環境、経済性等の条件を比較検討した結果、それらの条件を最もよく満たすものを採用している。

よって、本事業計画は合理的なものであると考えられる。

以上のとおり、本事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると前者が後者に優越すると認められる。

したがって、本事業は土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を 充足するものと判断される。

(4) 法第20条第4号の要件への適合性について

ア 早期施行の必要性

(3)で述べたとおり、本院における施設の老朽化等の状況を鑑みるに、できるだけ早期に対策をする必要性が認められる。

よって、本事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

イ 起業地の範囲及び収用・使用の別の合理性

本事業により建設される新病院は、圏域の将来人口推計から必要病床数を算定し、「益田赤十字病院基本構想」や「益田赤十字病院新病院建設基本計画」をベースに、医療法(昭和23年7月30日法律第205号)や建築基準法(昭和25年5月24日法律第201号)等の各種法令、基準、指針等に基づき設計されている。

本事業の起業地は、現在の施設において診療活動を継続しつつ新病院を建設するための必要最小限となる範囲であり、全て本事業の用に恒久的に供される範囲に当たる。

よって、起業地の範囲及び収用・使用の別についても合理的であると認められる。

以上のとおり、本事業は土地を収用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足するものと判断される。

(5) 結論

以上のとおり、本事業は、法第20条各号の要件を全て充足するものと判断される。 よって、本事業について、法第20条の規定により事業の認定をするものである。

5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

益田市役所(経営企画部政策企画課)

公告

調理師法(昭和33年法律第147号)第3条の2第1項の規定により、平成23年度調理師試験を次のとおり実施する。 平成23年5月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 試験日時

平成23年9月7日 (水) 13時から15時まで

2 試験会場

松江市殿町 島根県民会館 浜田市片庭町 浜田合同庁舎 隠岐郡隠岐の島町 隠岐合同庁舎

3 試験科目

食文化概論、衛生法規、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学、調理理論

4 受験資格

次の学歴及び業務経験を有している者

(1) 学歴

学校教育法(昭和22年法律第26号)第57条に規定する者及び調理師法施行規則(昭和33年厚生省令第46号)附則第 3項各号のいずれかに該当する者

(2) 業務経験

多数人に対して飲食物を調理して供与する施設(継続して1回20食以上又は1日50食以上を調理して供与するものであること。)又は営業(飲食店営業、魚介類販売業又はそうざい製造業)において、2年以上調理の業務に従事した者

- 5 受験手続及び提出書類
 - (1) 受験願書等の請求

受験願書等の関係用紙は、住所地を管轄する保健所又は島根県健康福祉部健康推進課に請求すること。

受験願書等の関係用紙を郵便で請求する場合は、郵便事故等による未着を防ぐため、書留、簡易書留等記録の残る 郵送方法が好ましい。また、封筒の表に「調理師試験願書請求」と朱書し、440円(簡易書留料金を含む。)分の切 手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒(角 2 サイズ)を必ず同封すること。

(2) 提出書類

次に掲げる書類を住所地を管轄する保健所又は県外に住所を有する者にあっては、島根県健康福祉部健康推進課に 提出すること。

- ア 調理師試験願書
- イ 調理業務従事証明書
- ウ 学歴証明書
- エ 戸籍抄本(学歴証明書の氏名と現在の氏名が異なる場合)

(3) 受験手数料

6,100円(島根県収入証紙で納入すること。)

(4) 受験願書等の提出期間

平成23年6月20日(月)から平成23年7月4日(月)まで(郵送の場合は、平成23年7月4日(月)までの消印のあるものに限る。)

6 受験票の送付

受験資格を審査した後、平成23年7月27日(水)頃に送付する。

7 合格者の発表

平成23年10月11日 (火) 午前10時に県庁前掲示板及び各保健所に掲示するとともにその受験番号を島根県のホームページに登載する。また、同日以後に合格証を送付する。

8 その他

受験手続その他この試験に関する問合せは、最寄りの保健所又は島根県健康福祉部健康推進課にすること。 なお、郵便で問い合わせるときは、必ず宛先明記の返信用封筒を同封すること。

測量法 (昭和24年法律第188号) 第14条第1項の規定により、基本測量の実施について国土交通省国土地理院長から次のとおり通知を受けたので、同条第3項の規定により公告する。

平成23年5月24日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 作業種類

基本測量(国土調査に伴う基準点測量)

2 作業期間

平成23年8月1日から平成24年2月29日まで

3 作業地域

松江市、雲南市

労 働 委 員 会 告 示

島根県労働委員会告示第1号

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第10条の規定に基づき委嘱したあっせん員候補者について、労働関係調整法施行令(昭和21年勅令第478号)第4条及び労働委員会規則(昭和24年中央労働委員会規則第1号)第68条第1項の規定によりその氏名、現職、経歴等を次のとおり告示する。

平成23年5月24日

島根県労働委員会会長 近藤 正 三

| 氏 | 名 | 現職 | 経歴 | 委嘱年 |
|----|----|----------------|-------------------|-------|
| 吾郷 | 計宜 | 第43期島根県労働委員会委員 | 民事調停委員 | 平成20年 |
| | | 弁護士 | 島根県弁護士会会長 | |
| | | | 第41~42期島根県労働委員会委員 | |
| 淺田 | 憲三 | 第43期島根県労働委員会委員 | 島根県弁護士会会長 | 平成13年 |
| | | 弁護士 | 第38~42期島根県労働委員会委員 | |
| 近藤 | 正三 | 第43期島根県労働委員会委員 | 島根大学教授 | 昭和39年 |

| | | 島根大学名誉教授 | 第9、11、12、18~42期島根県労働委員会委 | |
|----|----|-----------------------|--------------------------|-------|
| | | 岡山商科大学名誉教授 | 員 | |
| 鈴木 | 隆 | 第43期島根県労働委員会委員 | 島根地方労働審議会会長代理 | 平成23年 |
| | | 島根大学大学院教授 | 島根紛争調整委員 | |
| 松原 | 三朗 | 第43期島根県労働委員会委員 | 島根県公益認定等審議会委員 | 平成21年 |
| | | 弁護士 | 第42期島根県労働委員会委員 | |
| 大崎 | 康弘 | 第43期島根県労働委員会委員 | 島根県職員労働組合執行委員長 | 平成21年 |
| | | 全日本自治団体労働組合島根県本部執行委員長 | 第42期島根県労働委員会委員 | |
| | | 日本労働組合総連合会島根県連合会副会長 | | |
| 佐藤 | 伸廣 | 第43期島根県労働委員会委員 | 京都府労働委員会委員 | 平成18年 |
| | | U I ゼンセン同盟島根県支部長 | 第40~42期島根県労働委員会委員 | |
| | | 日本労働組合総連合会島根県連合会副会長 | | |
| 福島 | 秀紀 | 第43期島根県労働委員会委員 | 日本郵政公社労働組合松江支部書記長 | 平成23年 |
| | | 日本郵政グループ労働組合島根連絡協議会議長 | | |
| | | 日本労働組合総連合会島根県連合会副会長 | | |
| 堀内 | 幹夫 | 第43期島根県労働委員会委員 | 島根地方労働審議会委員 | 平成21年 |
| | | 三菱農機労働組合執行委員長 | 第42期島根県労働委員会委員 | |
| | | J AM山陰執行委員長代行 | | |
| | | 日本労働組合総連合会島根県連合会副会長 | | |
| 矢倉 | 淳 | 第43期島根県労働委員会委員 | 中国電力労働組合島根県本部副本部長 | 平成13年 |
| | | 日本労働組合総連合会島根県連合会会長 | 第38~42期島根県労働委員会委員 | |
| 江田 | 小鷹 | 第43期島根県労働委員会委員 | 第37~42期島根県労働委員会委員 | 平成11年 |
| | | 三和興業株式会社代表取締役会長 | | |
| | | 出雲商工会議所会頭 | | |
| | | 社団法人島根県経営者協会常任理事 | | |
| 杉谷 | 雅祥 | 第43期島根県労働委員会委員 | 第38~42期島根県労働委員会委員 | 平成13年 |
| | | 山陰クボタ水道用材株式会社代表取締役社長 | | |
| | | 島根県中小企業団体中央会会長 | | |
| | | 社団法人島根県法人会連合会会長 | | |
| | | 社団法人島根県経営者協会常任理事 | | |
| 陶山 | 秀樹 | 第43期島根県労働委員会委員 | 島根地方労働審議会委員 | 平成23年 |
| | | 島根電工株式会社取締役会長 | | |
| | | 島根経済同友会代表幹事 | | |
| | | 社団法人島根県経営者協会常任理事 | | |
| 櫨山 | 陽介 | 第43期島根県労働委員会委員 | 第38~42期島根県労働委員会委員 | 平成13年 |
| | | 浜田ガス株式会社代表取締役社長 | | |
| | | 浜田商工会議所副会頭 | | |
| | | 社団法人島根県経営者協会常任理事 | | |
| 森脇 | 建二 | 第43期島根県労働委員会委員 | ごうぎんキャピタル株式会社取締役部長 | 平成23年 |
| | | 社団法人島根県経営者協会専務理事 | 島根地方労働審議会委員 | |
| 門脇 | 弘政 | 島根県労働委員会事務局長 | 島根県議会事務局次長 | 平成22年 |
| 道前 | 緑 | 島根県労働委員会事務局審査調整課長 | 島根県健康福祉部青少年家庭課児童・家庭相 | 平成22年 |

談支援スタッフ上席調整監

雑 報

消防法(昭和23年法律第186号)第17条の9第1項の規定により、島根県知事の委任に係る平成23年度第1回消防設備 士試験を次のとおり実施するので、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第33条の12第1項の規定により公示する。

平成23年5月24日

財団法人消防試験研究センター理事長 関 口 和 重

1 試験の種類

甲種消防設備士試験

乙種消防設備士試験

- 2 試験の日時及び場所
 - (1) 試験の日時

平成23年8月28日(日) 午前の試験 9時00分から(8時30分には集合すること。) 午後の試験 13時15分から(12時45分には集合すること。)

(2) 試験の場所

松江市及び浜田市

- 3 受験手続
 - (1) 受験願書提出先
 - ア 書面申請

財団法人消防試験研究センター島根県支部 (持参又は郵送のこと。)

イ 電子申請

財団法人消防試験研究センターのホームページ (http://www.shoubo-shiken.or.jp)

- (2) 受験願書受付期間
 - ア 書面申請

平成23年6月30日(木)から同年7月14日(木)まで

(郵送の場合は、7月14日までの消印のあるものに限り受け付ける。)

イ 電子申請

平成23年6月27日(月)午前9時から同年7月11日(月)午後5時まで (受付期間中、24時間受け付ける。)

(3) 受験手数料

甲種消防設備士試験 5,000円

乙種消防設備士試験 3,400円

- 4 その他
 - (1) 受験願書用紙配置場所

財団法人消防試験研究センター島根県支部、島根県総務部消防防災課、島根県隠岐支庁、各県民センター(事務 所)、各消防本部及び社団法人島根県消防設備協会

(2) 郵送により受験願書を請求する場合

「消防設備士試験願書請求」と朱書した封筒に、140円切手を貼った請求者宛先明記の返信用角型2号封筒(A4サイズ)を同封し、財団法人消防試験研究センター島根県支部宛て送付する。

(3) 問合せ先

〒690-0882 松江市大輪町420-1 島根県大輪町団体ビル2階

財団法人消防試験研究センター島根県支部

電話 0852-27-5819 ファックス 0852-25-8242

電子申請については、下記に問い合わせること。

財団法人消防試験研究センター電子申請室

専用電話 0570-07-1000 (有料)

受付時間 午前9時から午後5時まで(土、日曜日及び祝日を除く。)

河川区域内に放置されていた次の工作物を除却・保管したので、河川法(昭和39年法律第167号)第75条第5項により公示する。

平成23年5月24日

国土交通省中国地方整備局長 福 田 功

- 1 保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量
- (1) 軽自動車 スズキ エブリィ 紺色 1台
- (2) 軽自動車 スバル サンバー 白色 1台
- 2 当該工作物が放置されていた場所
- (1) 島根県松江市東朝日町272番1地先
- (2) 島根県松江市東朝日町278番10地先
- 3 当該工作物を除却した日時
- (1) 平成23年5月10日 午後2時5分
- (2) 平成23年5月10日 午後3時30分
- 4 当該工作物の保管を始めた日時
- (1) 平成23年5月10日 午後2時50分
- (2) 平成23年5月10日 午後4時5分
- 5 当該工作物の保管場所

島根県八束郡東出雲町錦浜 斐伊川河川敷内

- 6 当該工作物の除却、保管及び返還等に要する費用負担 当該工作物を放置した者又はその所有者
- 7 実施機関及び問い合わせ先

国土交通省中国地方整備局出雲河川事務所 占用調整課

電話 0853-20-1753